

災害時におけるホームページ代理掲載に関する覚書

浦安市と下妻市は、災害時におけるホームページ代理掲載に関する事項を次のとおり定め、本覚書を締結する。

(目的)

第1条 本覚書は、浦安市と下妻市のいずれかが災害発生時においてホームページの公開ができない場合に、応援を要請する市（以下「要請市」という。）と応援を要請された市（以下「応援市」という。）が相互に協力し、応援市のホームページにおいて要請市の災害情報を代理掲載（以下「代理掲載」という。）することにより、要請市における市民への情報提供が遮断されないことを目的とする。

(代理掲載を行う期間)

第2条 本覚書を適用する期間は、代理掲載の依頼があった時から、代理掲載の終了依頼があった時までとする。

(代理掲載する情報)

第3条 代理掲載する情報は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 災害名、災害発生時刻及び被害状況
- (2) 避難所の開設状況
- (3) ライフラインの状況
 - ア 電力
 - イ 水道
 - ウ 下水道
 - エ 通信
- (4) 公共交通の状況
- (5) その他市長が必要と認める情報

(連絡体制)

第4条 両市は、あらかじめ代理掲載のための連絡窓口を定め、対象となる災害が発生した場合には、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(その他)

第5条 この覚書の実施に関し必要な事項及びこの覚書に定めのない事項は、その都度協議して定める。

本覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成24年10月10日

浦安市長 松崎秀樹

下妻市長 稲葉本治